

## 新・北海道石炭じん肺「住石」訴訟 「和解」の方向示す

9月22日、札幌地裁で新・北海道石炭じん肺「住石」訴訟の第17回口頭弁論が開かれ、岡山忠広裁判長が「和解」の方向で今後の訴訟をすすめる考えを示しました。また、「病像論」についての考えを総論的に示すことも明らかにしました。

この日は、はじめに原告の豊島信夫さんが意見陳述し、田中貴文弁護士、増谷康博弁護士が被告の主張に反論する準備書面の要旨を述べました。続いて伊藤誠一弁護士団長が、被告が準備書面の中で「偏りのある診断だ」などと、旧産炭地でじん肺患者のために医療活動をおこなっている勤医協芦別平和診療所への不当な攻撃をしている記述について撤回するよう求めました。

### 住友は、かたきだと思っている

住友で18年間働いた豊島さんは意見陳述で、炭鉱での劣悪な労働環境を述べるとともに、その後平成15年に脳梗塞となって仕事をやめたあとも、右半身麻痺の後遺症が残ったもののケアマネージャーも驚くほど長時間散歩していたと振り返りました。しかし、平成20年ころからセキが止まらず体が疲れてどうしようもなくなり、かかりつけのクリニックから砂川市立病院、芦別平和診療所と紹介されて、平成21年8月に「管理2」の決定、22年1月に合併症の認定とじん肺が進行しました。豊島さんは当時「脳梗塞になったうえに、じん肺にまでなったのか」と、とても落ち込みました。そして最近の生活について「朝起きてしばらくはセキが止まらず、酸素吸入も鼻水とよだれが出て大変です。痰を出し、しばらく休んで食事をとると、また疲れてベッドへ入って午後まで寝ます。お風呂も人に助けてもらわないと入れないので、デイサービスに行ったときに入れてもらいます」などと述べ、「住友に対しては、かたきだと思っています。ずっと真面目に働いてきたのに、こんな体にされ、そのうえ住友は以前の約束を守らず和解をこぼんでいる。体が元に戻らないなら、せめて元気なうちに責任をとってもらいたい」と強く訴えました。

### 調査研究でCTの有用性を明らかにできず

田中弁護士は、厚生労働省の補助を受けて3年がかりで今年5月にまとめられた調査研究報告書では、研究の目的とされた「胸部CT検査の有用性、安全性、経済性を明らかにする」ことができず、さまざまな課題について「さらに検討を加える必要がある」としながら、この研究は継続しないことになったことを明らかにしました。

増谷弁護士は、管理区分制度には高度の信用性があること、じん肺の診断方法はじん肺法・「じん肺診査ハンドブック」によるべきであること、被告らの主張のもととなっている「じん肺の有無についてCT画像によりおこなうべき」だとする医師の意見書は最新の医学的知見に反する独自の見解にすぎないこと、被告らが問題とする12名の原告には管理区分決定の信用性が疑われる「特段の事情」はないことを述べました。

このあと岡山裁判長が今後の訴訟進行について述べ、次回は「進行協議」期日とし、11月17日におこなわれることになりました。

口頭弁論終了後の報告集会で伊藤弁護士団長は「裁判所が和解の方向を示したのは画期的だといえる。10月のなくせじん肺キャラバンなどで住石に解決を迫る必要がある」と強調しました。